

(目的及び設置)

第1条 防災対策の促進、子どもの健やかな育ち、高齢者及び障がい者を含む全ての市民の福祉の向上並びに健康の保持増進、生涯学習及びスポーツの推進に寄与するとともに、市民の幅広い活動の推進と交流を図るため、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造の拠点として三鷹中央防災公園・元気創造プラザを設置する。

(名称及び位置)

第2条 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ

位置 三鷹市新川六丁目37番1号

(施設の構成)

第3条 三鷹中央防災公園・元気創造プラザは、次の施設により構成する。

- (1) 三鷹中央防災公園
- (2) 総合スポーツセンター
- (3) 子ども発達支援センター
- (4) 総合保健センター
- (5) 福祉センター
- (6) 生涯学習センター
- (7) 総合防災センター

(運営の方針)

第4条 前条各号に掲げる施設は、相互に密接な連携と協力のもとに運営するものとする。

(三鷹中央防災公園の設置等)

第5条 第3条第1号に掲げる三鷹中央防災公園の設置及び管理運営については、三鷹中央防災公園条例(平成28年三鷹市条例第7号)の定めるところによる。

(総合スポーツセンターの設置等)

第6条 第3条第2号に掲げる総合スポーツセンターの設置及び管理運営については、三鷹中央防災公園条例及び三鷹市市民体育施設条例(昭和48年三鷹市条例第24号)の定めるところによる。

(子ども発達支援センターの設置等)

第7条 第3条第3号に掲げる子ども発達支援センターの設置及び管理運営については、三鷹市子

ども発達支援センター条例（平成28年三鷹市条例第6号）の定めるところによる。

（総合保健センターの設置等）

第8条 第3条第4号に掲げる総合保健センターの設置及び管理運営については、三鷹市総合保健センター条例（平成9年三鷹市条例第7号）の定めるところによる。

（福祉センターの設置等）

第9条 第3条第5号に掲げる福祉センターの設置及び管理運営については、三鷹市福祉センター条例（平成28年三鷹市条例第8号）の定めるところによる。

（生涯学習センターの設置等）

第10条 第3条第6号に掲げる生涯学習センターの設置及び管理運営については、三鷹市生涯学習センター条例（平成28年三鷹市条例第5号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。